

2. 教育課程と個別の指導計画のつながりについて

1) はじめに

教育課程の編成と個別の指導計画の作成についての違いやつながりをどのように考えていくかは今後の教育課程を展望していく上で重要な課題である。現行では個別の指導計画は、自立活動の全体計画をもとに作成することになっている。また、重複障害の児童生徒の指導について作成することになっている。しかし、自立活動のみならず、各教科等の指導の全体について個別の指導計画を作成することが望ましいので、これを前提に教育課程と個別の指導計画のつながりを考えていくことにする。

2) 学習指導要領から授業までの流れ

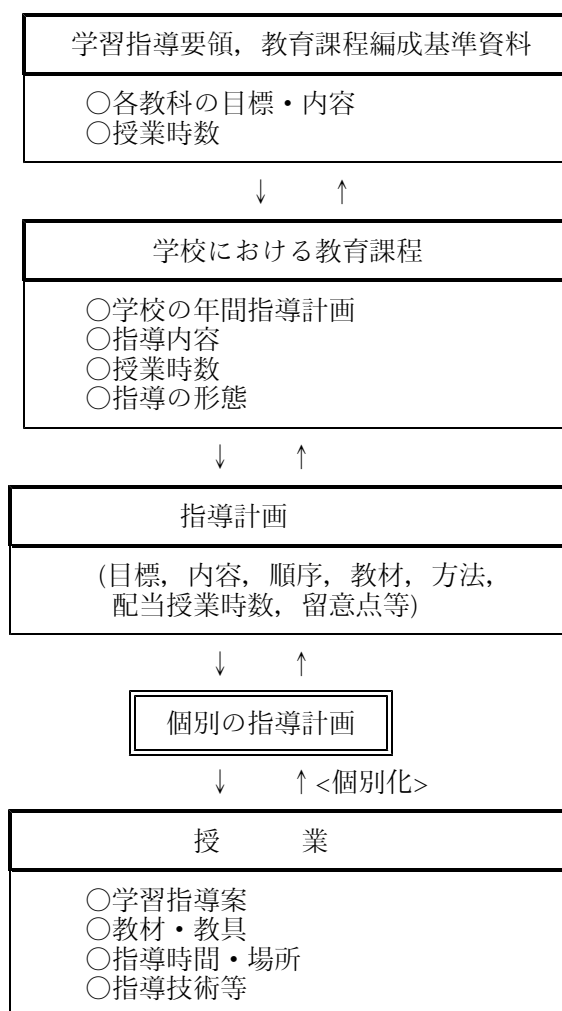


図1 学習指導要領から授業までの流れ

学習指導要領から教育課程の編成、年間指導計画等の指導計画の作成、個別の指導計画、そして授業までの流れは図1に示したとおりである。

a 教育課程の編成について

文部科学省では、学校の教育課程の編成は、教育課程に関する法令に従い、「学校教育の目的や目標を達成するために教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」と示している。学校教育の目的や目標は、教育基本法及び学校教育法並びに学習指導要領に示されており、各学校においては、その達成を目指して教育を行わなければならない。しかし、その学校教育の目標は一般的であり、各学校においては、児童生徒の実態や学校の置かれている地域の課題など種々の課題を分析し検討した上で、それぞれの教育目標を設定する必要がある。各学校の教育課程は、それぞれの学校の教育目標の実現を目指して編成されるものであり、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の指導目標やねらい、指導内容に十分反映することが大切である。また、学校の教育課程の編成は、教員定数等とも関連してくる。

b 指導計画について

指導計画とは、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間のそれぞれについて、学部・学年あるいは学級ごとの具体的な指導目標、指導内容、指導方法、指導の順序、使用教材、指導のための配当時間、指導上の留意事項等を基にした教育課程を一層具体化した教育計画をいう。一般的には、年間指導計画、学期ごとの指導計画、月ごと、週ごと、単元ごと、題材、主題ごとに至るまで各種のものがある。

c 個別の指導計画について

年間指導計画が作成されていても児童生徒個々の障害の状態や学習スタイル、学習の習熟度等が異なってくるため、指示の仕方、待つタイミング、支援の方法等は個々の実態に基づいたものでなければならない実情があり、指導の個別化を図っていくには不十分である。個別の指導計画は、一人一人の実態に基づいた指導目標、内容、方法等を明確にし作成されるものであり、年間指導計画では不十分な個に応じた指導の実現、すなわち、指導目標の個別化・構造化、指導内容・方法の個別化を図っていくことが期待できる。また、個別の指導計画を作成し、指導することは、すなわち、常時教師と児童生徒が対一になり個別指導を行うことを意味するのではない。学級集団や課題別の小集団、又は学部単位、学校単位の大きな集団の中でも、個に応じた指導目標等が明確にされていれば、その児童生徒の実態、興味・関心に応じた指導の個別化が図られる。

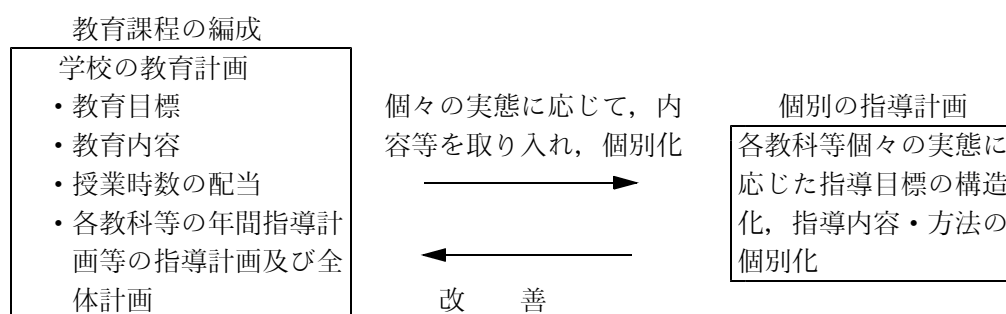


図2 教育課程と個別の指導計画の関係

3) 教育課程と個別の指導計画のつながりについての課題

学校の教育計画である教育課程と個別の指導計画のつながりのなさ、又はつながりにくいという課題が本プロジェクト研究の中で明らかにされた。以下に整理する。

a 教育課程の類型化と個別の指導計画

児童生徒の障害が重度・重複化、多様化し、それに伴い教科・領域等における学習に対する児童生徒の実態も様々である。そのため教育課程をいくつかに分け、編成している学校が多い。教育課程の類型を児童生徒の実態に合わせるように細分化しても、それが個別の指導計画の目標、内容、授業時数の配当と必ずしも合致するわけではない。教育課程と個別の指導計画とのつながりが不明確である。

b 個別の指導計画の集合と教育課程

一人一人の児童生徒の実態に応じた教育を行うために、個別の指導計画だけで指導を行うことが考えられる。しかし、全校の児童生徒の個別の指導計画を集め、それをもって教育課程の編成を行おうとしても教育基本法等の法令における教育の目標や学習指導要領に示されている指導内容等を全て網羅することは困難である。

c 教育課程の編成と個別の指導計画の作成に対する教師の意識

学習指導要領から教育課程の編成、年間指導計画等の指導計画、個別の指導計画の作成の流れが十分理解されておらず、学校の教育課程に児童生徒を合わせようとしたり、逆に個別の指導計画だけで指導を行おうとしたりすることがある。

d 教育課程の評価規準と個別の指導計画と評価の連続性

国の評価規準(学校の教育課程の評価規準)と個別の指導計画による個人内評価とのつながりや連続性が不明確であり、個人内評価はともすると教師の偏った独

善的な評価に陥ることもある。独善的にならないためにも個別の指導計画による横断的・縦断的な個人内評価の充実を図るとともに学校の教育課程の評価規準とのつながりをもつことが課題である。

4) 今後の方向

学習指導要領、学校における教育課程、指導計画、個別の指導計画のつながりを明確にするためには、以下のことが考えられる。

a 柔軟な教育課程の運用

個別の指導計画による指導が行いやすいように、教育課程の運用を柔軟にしていく必要がある。指導内容だけではなく、授業時数なども個に応じて配当できるようにしていくことが大切であり、そのためには学年の枠を外したグループ、習熟度別のグループ、個別指導など様々な指導形態が図れるような柔軟な学校組織が必要である。

b 全教職員による共通理解

学校の教育課程の編成、年間指導計画などの指導計画の作成、そして個別の指導計画の作成という一連の過程で全教職員によるこれらのつながりについて共通理解を図ることが重要である。

図2に示したように、学校の教育計画は法令等に従い目標、内容等が各教科・領域等に網羅されているわけであり、そこから個々の実態に応じて内容等を取り入れ、個別化していくことができる。また、個々の児童生徒の実態等を教育課程の編成に反映することも重要である。

(武田 鉄郎)

文 献

- 1) 東京都教育庁指導部心身障害教育指導課(1999)障害のある児童・生徒のための個別指導計画Q&A. 文久堂.
- 2) 文部省(2000)盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説-総則編-. 海文堂

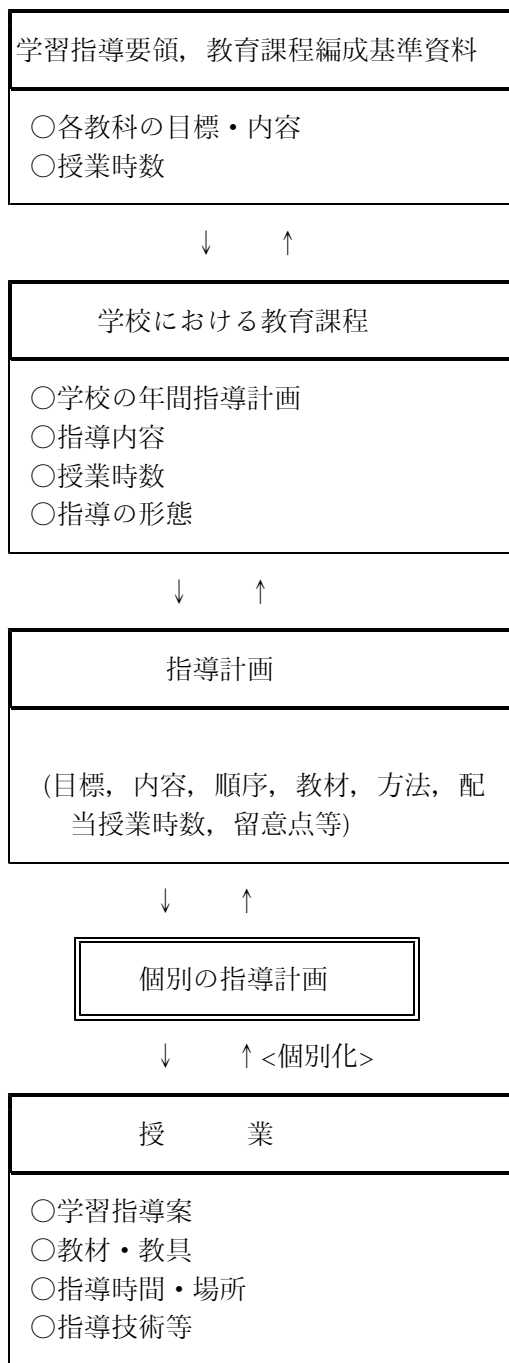


図1 学習指導要領から授業までの流れ
教育課程の編成

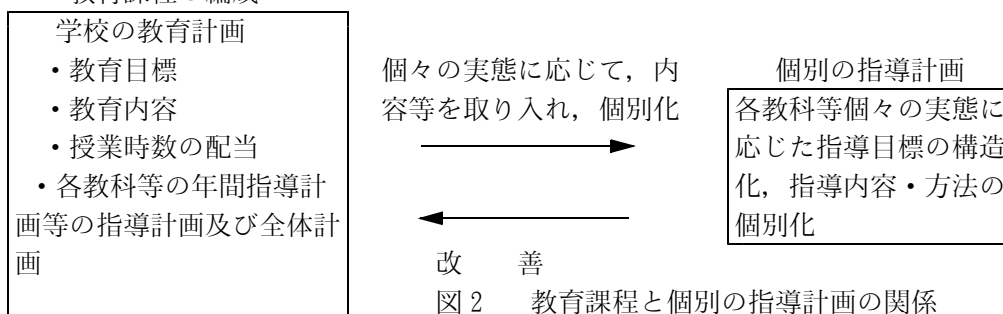


図2 教育課程と個別の指導計画の関係